

表彰・慶弔・旅費等に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、「昭和第一学園高等学校保護者の会規約」（令和元年5月25日制定）第15条の規定に基づき、会員に係る表彰及び慶弔並びに旅費等について定める。

(表彰)

第2条 表彰は次の者を対象とした感謝状の贈呈とする。

- 1) 退任する本部役員
- 2) 会長が善行又は功績を認めた者

(慶弔)

第3条 慶弔は次の各場合における金員等とする。

- 1) 会員、生徒の死亡 10,000円と生花
- 2) その他学校関係については、会長と副会長に一任する。

(旅費)

第4条 旅費は、本部役員会で承認された公務出張に係る実費支給とする。

(その他)

第5条 災害緊急事態に際しては、本部役員協議の上処理する。

(細則の改定)

第6条 本細則を改定するときは、全体役員会に諮らなければならない。

(付則)

第7条 本細則は、昭和60年4月1日に一部改定し施行する。

本細則は、平成7年4月1日に一部改定し施行する。

本細則は、平成17年7月9日に一部改定し施行する。

本細則は、平成21年4月1日に一部改定し施行する。

本細則は、平成25年4月1日に一部改定し施行する。

本細則は、令和元年5月25日に一部改定し施行する。